

別記

構内除雪業務仕様書

1 施設名及び住所

岩手県立総合教育センター及び岩手県立生涯学習推進センター  
岩手県花巻市北湯口第2地割82番1、82番13

2 除雪対象場所等

(1) 除雪対象場所

(岩手県立総合教育センター構内)

① 通路	2, 973 m <sup>2</sup>
② 管理・教育支援相談棟前通路及び広場	1, 908 m <sup>2</sup>
③ 正面駐車場	1, 275 m <sup>2</sup>
④ 第一駐車場	2, 873 m <sup>2</sup>
⑤ 第二駐車場	2, 844 m <sup>2</sup>

(岩手県立生涯学習推進センター構内)

⑥ 庁舎表駐車場（来客用駐車場）	981 m <sup>2</sup>
⑦ 庁舎裏駐車場（職員駐車場）	708 m <sup>2</sup>
⑧ 研修者用駐車場	4, 501 m <sup>2</sup>

合計 18, 428 m<sup>2</sup>

(2) 岩手県立総合教育センター所長（以下「所長」という。）の指示により、除雪対象場所の全部又は、一部を除雪するものとする。

3 除雪作業基準

- (1) 除雪作業は、原則として毎日午前5時の時点で積雪が15cm程度に達すると見込まれる場合に、出勤して除雪を行うものとする。（ただし、土曜日及び12月29日から1月3日を除く）
- (2) 除雪作業は原則として、午前7時までに終了すること。
- (3) 上記2(1)の除雪対象場所のうち、⑤第二駐車場及び⑧研修者用駐車場については、所長の指示があった場合のみ除雪するものとする。
- (4) 積雪等の状況により、上記(1)及び(2)以外でも、所長の指示があった場合は、除雪作業を行うものとする。
- (5) 除雪作業は、車輛の通行と駐車に支障がないように行うこと。
- (6) 除雪作業に使用する除雪機械機種・規格は次のとおりとする。

除雪機械機種・規格	除雪ドーザ運転ホイール型	8～9t級
-----------	--------------	-------

4 除雪した雪の処理

除雪した雪は、所長が指定した場所以外に投棄しないこと。

5 車輛の保管

受託者は、事前に所長の承認を得た場合において、除雪用車両を敷地内に保管することができる。

ただし、保管中に当該車両に損傷等が生じた場合は、受託者の責任とする。

## 6 事前確認及び安全管理

- (1) 除雪前に除雪対象場所を確認し、段差の有無、中央分離帯、縁石、門柱及び夜間照明灯等の位置・形状を点検するとともに目印棒を設置し、工作物等に損傷がないように努めること。また、除雪作業によって工作物等を損傷した場合は、受託者の責任で修復すること。  
なお、契約期間終了前には目印棒を撤去すること。
- (2) 除雪作業は、通行人、車両、工作物に注意し、事故等がないよう安全管理に努めること。

## 7 除雪作業従事者

除雪作業従事者は、除雪機械の運転に必要な免許・資格を有し、かつ類似業務において2年以上の勤務実績を有する者を作業従事者として配置できること。

なお、作業従事者については、常勤の自社社員であり、かつ、本件入札参加資格確認時において、引き続き3月以上の雇用関係があること。

おって、従事する者について、契約締結後速やかに除雪作業従事者名簿（別紙1）に記入の上、必要な資格の証明書等の写しを添えて、所長に提出すること。

## 8 業務完了報告

受託者は、各月の委託業務が完了後速やかに除雪作業報告書（別紙2）を所長に提出すること。

なお、除雪作業の前後の写真、除雪作業中の機械機種の写真及び作業時間を確認できるタスクメーター記録用紙等を添付すること。